

高等学校教育への期待

2020年9月24日 荒瀬克己（関西国際大学基盤教育機構）

1 現状を考えるにあたって I

学校教育法

第五十条 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

第五十一条 高等学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
- 二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。
- 三 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

(1) 「中学校における基礎の上に」

○高等学校入学時点で一人ひとりに「基礎」がどう備わっているか。

学力の3要素 「生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。」学校教育法第30条2項

*自己肯定感はどうか。

○<高等学校における基礎>についてはどうか。

*「高校生のための学びの基礎診断」（認定された測定ツールは2019年度から）
「業者テスト」を使うかどうかではない。

*「わが校」で養うべき基礎学力は何かを明確にして共有し、取り組む。

(2) 「社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき」

キャリア教育：一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通してキャリア発達を促す教育。

キャリア：人が、生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見出していく連なりや積み重ね。

職業教育：一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度を育てる教育。

「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」
中央教育審議会答申（2011年1月）

「社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程を、キャリア発達としている。平成 23 年に中央教育審議会において取りまとめられた答申『今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について』に関する一層の理解と取組の充実が求められる。」中央教育審議会答申（2016 年 12 月）

○キャリア発達への支援はどのように行われているか。

* 「要」である特別活動の指導計画はどのようになっているか。

* キャリア・パスポート（2020 年度から）についてはどうか。

(3) 「個性に応じて将来の進路を決定させ」

「なお、進路指導については、そのねらいはキャリア教育の目指すところとほぼ同じであるものの、実際に学校で行われている進路指導においては、進路指導担当の教員と各教科担当の教員との連携が不十分であったり、一人一人の発達を組織的・体系的に支援しようとする意識や、教育課程における各活動の関連性や体系性等が希薄であったりすることなどにより、子供たちの意識の変容や資質・能力の育成に結び付いていないとの指摘もある。各学校においては、これまでの進路指導の実践をキャリア教育の視点からとらえ直し、その在り方を見直していくことが求められる。」

「進路指導とは、生徒の個人資料、進路情報、啓発的経験及び相談を通じて、生徒が自ら、将来の進路を選択・計画し、就職又は進学をして、更にその後の生活によりよく適応し、能力を伸長するように、教員が組織的・継続的に指導・援助する過程であり、どのような人間になり、どう生きていくことが望ましいのかといった長期的展望に立った人間形成を目指す教育活動である。」中央教育審議会答申（2016 年 12 月）

○生徒に「決定させ」るためには、<決定できる力>を養う必要がある。

2 現状を考えるにあたってⅡ

高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）

前文

教育は、教育基本法第 1 条に定めるとおり、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期すという目的のもと、同法第 2 条に掲げる次の目標を達成するよう行われなければならない。

（略）

これからの学校には、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。このために必要な教育の在り方を具体化するのが、各学校において教育の内容等を組織的かつ計画的に組み立てた教育課程である。（略）

(1) 「このために必要な教育の在り方を具体化するのが、各学校において教育の内容等を組織的かつ計画的に組み立てた教育課程である。」

○「各学校において教育の内容等を組織的かつ計画的に組み立て」ているか。

*教師は「不安」・「心配」から量（コマ数）を求める。

*「コマ数＝生徒の学習量」、「学習量＝学習の質」は成り立つか。

(2) 「一人一人の生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し」

○教育課程の説明の最初にあるのはなぜか。

○「できるようにすることが求められる」（＝目標）は、現状の裏返しか。

○「自分のよさや可能性を認識すること」と「あらゆる他者を価値のある存在として尊重」することは、どう関わるか。

○なぜ「自分のよさや可能性を認識する」ことができないのか。

*評価との関わりはないか。

3 カリキュラム・マネジメントを進める(入学を許可した生徒に力を付けて卒業させる)

(1) 新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ

○スクール・ミッションの再定義とスクール・ポリシーの策定

＜グラデュエーション・カリキュラム・アドミッション＞・ポリシー

(2) 目標－現状＝課題

○現状＝入学時点の義務教育での学習状況 生徒の発達（キャリア発達の度合）
学習の開始時期の状況 高校生のための学びの基礎診断

○目標＝学習の一応の区切りにおける生徒の資質・能力の達成度・生徒像
高等学校卒業時点の生徒の資質・能力の達成度・生徒像

○課題（課題解決、課題克服、目標達成のための取り組み）

＝各授業・行事・取り組みにおいて取り組むべき内容＋そのための段取り
入学から卒業までに取り組むべき内容＋そのための段取り（＝教育課程）
各教科・総合的な探究の時間、特別活動等、学校外での活動との連携

○「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」教育課程部会 2019年1月

「答申が指摘するとおり『学びに向かう力、人間性等』は、知識及び技能、思考力、判断力、表現力等をどのような方向性で働かせていくかを決定付ける重要な要素であり、学習評価と学習指導を通じて『学びに向かう力、人間性等』の涵養を図ることは、生涯にわたり学習する基盤を形成する上でも極めて重要である。」

「『主体的に学習に取り組む態度』の評価に際しては、単に継続的な行動や積極的な発言等を行うなど、性格や行動面の傾向を評価するということではなく、各教科等の『主体的に学習に取り組む態度』に係る評価の観点の趣旨に照らして、知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりするために、自らの学習状況を把握し、学習の進め方について試行錯誤するなど自らの学習を調整しながら、学ぼうとしているかどうかという意思的な側面を評価することが重要である。」

○観点別学習状況の評価の定着度

○「教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図

っていくこと」は達成されるか。これは働き方改革にもつながる。

○尋ねる評価、見守る評価

「これってこうだよ」ではなく、「それってどうなの？」って訊いてくれるから
学校司書の成田康子の「高校図書館から」朝日新聞「折々のことば」464

2016年7月21日

「職場や教室があるいは休息のスペースが、厚い思いやりをもって整えられていると、ひとは、わたしは会社に（あるいは学校に）こんなに大事にされているのだと感ずることができる。」驚田清一『噛み切れない想い』から

(3) カリキュラム・マネジメントは息の長い取り組み

○教育課程編成は、学校組織に位置づけられる校長としての務めの重要な一つ

*短いスパンのカリキュラム・マネジメント（たとえば教科指導における）も重要。

*長いスパンのカリキュラム・マネジメント（たとえばキャリア教育）も重要。

*編成した教育課程の状況、成果と課題を見るためには最低でも3年かかる。

4 生徒を主語にする学校をつくる

(1) 「第1款1」の比較

高等学校学習指導要領（平成30年告示）

第1章総則第1章総則 第1款高等学校教育の基本と教育課程の役割

1 各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、生徒の心身の発達の段階や特性、課程や学科の特色及び学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。

現行（平成21年告示） 第1款教育課程編成の一般方針

1 各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態、課程や学科の特色、生徒の心身の発達の段階及び特性等を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。

学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、（以下略）

○下線部は、内容は同じだが順序が逆転している。

○「前文」の教育課程に関する記述も、「生徒」に視点を置くことの重要性を示す。

(2) 高等学校は学びの百貨店（共通性の確保と多様性への対応）

○初等中等教育の最終段階において、「一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得」する場であるとともに、学び直しのできる場であることが重要。

○「個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養う」ということは、義務教育での学びも含めてこれまでの学習経験に基づく生徒自身の「ものの見方・考え方＝「観」」を養うこ

とであり、また、それを生徒自身が認識できるようにすることである。

- 「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通してキャリア発達を促す」キャリア教育が重要。特別活動を「要」として。
- 履修主義・修得主義のバランスをどうとるか。
- 個別最適な学びで支えられることを通して、生徒が自分自身の個別最適な学びを自己調整できるようになれば。
- そのためにも、高等学校は多様であり多彩であることが重要。また、生徒自身が、自信を持って選択できることが求められる。
 - *普通科（新しいあり方も含め）、専門学科（職業系・普通科系）、総合学科
単位制、定時制、通信制
 - *指導の個別化（基礎基本の修得）と学習の個性化（興味・関心に基づく探究）
 - *文理融合：機会・場をどう提供するか。自ら融合できる力をどう育成するか。

(3) 高校生に特に付けたい力

- 必要なときに自分で学べる力（必要なときであると認識できる力）
 - *自分で学ぶための方法……学び方を学ぶための探究

(4) 探究について試行錯誤することを軸に

中央教育審議会答申（2016年12月）から

第2部 各学校段階、各教科等における改訂の具体的な方向性

第2章 各教科・科目等の内容の見直し

5. 高等学校における数学・理科にわたる探究的科目

③新科目の評価の在り方について

- 「理数探究」の評価に当たっては、探究の成果における新たな知見の有無や価値よりも、探究の過程において資質・能力をどの程度身に付けることができたかや、探究の過程全体を俯瞰的に捉え、自らがどの位置にいるか、どこで間違っただのかなどが説明できるようになっているかという点を重視すべきである。
 - 探究の過程における観察・実験の内容やその中で生じた疑問、それに対する自らの思考の過程などを「探究ノート」等に記録させ、自己の成長の過程を認識できるようにするとともに、評価の場面でも用いることが重要である。また、「探究ノート」等を通じて生徒の独創的な思考や探究の過程における態度を評価するほか、報告書や発表の内容、発表会における生徒による相互評価や自己評価を取り入れるなど、多様な評価方法を用いるとともに、複数の教員による複合的な視点で評価することが必要である。
- 総合的な探究の時間で育てたい資質・能力や生徒像は、学校の教育目標に重なる。
 - 総合的な探究の時間の「記録」を、指導と評価の場面で活用する。
 - 自己肯定感（いまの自分が自分のすべてではない。人間は学ぶことを通して成長する。目の前の世界が世界のすべてではない。動けば、世界は違って見える、変わる。）は、周囲から気づかされることによって、自ら気づくのではないか。